

日置市クリーン・リサイクルセンター
最終処分場最終覆土工事

発 注 仕 様 書

令和 7 年 4 月

日 置 市

目 次

第 1 章 総 則	2
第 1 節 工事概要	2
第 2 節 工事主要目	3
第 3 節 施工方針	4
第 4 節 提出図書	7
第 5 節 その他	7
第 2 章 施工条件	10
第 1 節 施工条件の明示	10
第 2 節 土工事	11
第 3 節 法面工事	11
第 4 節 しゃ水工事	11
第 5 節 雨水排水施設工事	14
第 6 節 埋立ガス抜き処理施設工事	14

第1章 総 則

本仕様書は、日置市（以下「本市」という。）が発注する日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場（以下「処分場」という。）最終覆土工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第1節 工事概要

1. 一般概要

本工事区域の処分場は、平成11年4月に使用開始以来26年あまりを経過している。埋立廃棄物の種類は、不燃ごみ残渣、熔融スラグ、飛灰を埋め立てている。埋立区画は、1区画で埋立完了までの残余容量は約10,800m³となっており、今後は、廃棄物による埋め立ては行わず土砂による埋め立てを行い、最終覆土を実施する。

最終覆土に伴い、埋め立て完了後の早期安定化を図るとともに浸出水量の抑制を行い、最終処分場の終了及び維持管理期間を経て最終処分場の廃止を目的としている。

本工事は週休2日施工工事の対象としており、月単位の4週8休とする。。

本工事にあたっては、生活環境の保全を第一目標とし、周辺環境に十分配慮するとともに、外部への二次公害や悪影響を起こさぬよう関係諸法規の基準を十分遵守し万全を期して、安全性の高い管理運営が行えるよう配慮し施工するものとする。

2. 工事名

日置市クリーン・リサイクルセンター最終処分場最終覆土工事

3. 工事場所

鹿児島市入佐町2319番地

4. 施設方式

- ・一般廃棄物管理型最終処分場
- ・準好気性埋立構造（オープン型）
- ・二重しゃ水シート構造

5. 施設規模

- ・埋立面積：約6,400m²
- ・埋立容量：約35,000m³（残余容量約10,800m³）

6. 受入対象廃棄物

- ・不燃ごみ残渣
- ・熔融スラグ
- ・飛灰

第2節 工事主要目

1. 最終覆土及び施設整備

(1) しゃ水シートによるキャッピング工法

埋立区域の最終覆土に伴い、埋立区画の浸出水量を軽減させることを目的に、しゃ水シートによるキャッピング工法とする。この工法によって、浸出水量の抑制を促進する。

(2) 埋立区域の雨水排水処理

埋立区域のキャッピングしゃ水シート工に伴い、埋立区域内の雨水排水及び最終覆土内の地下水を既設の雨水排水施設へ導水する必要がある。埋立区域からの排水管の設置に伴い、既設のしゃ水シートを一部分貫通させる必要が生じるため、既設のしゃ水シート工（しゃ水シート二層、保護マット二層、透水マット）の撤去復旧が必要となり併せて、復旧に際しては、各溶着作業を必要とする。

(3) 埋立区域の盛土工

本工事の設計図書作成に先立ち、測量後に熔融スラグ、シラスを埋立てている。（埋立量約 5,600m³）また、工事着手後にも一定期間、継続して不燃物残渣を月間 50m³ 程度搬入予定（搬入予定約 730m³）で令和 8 年 1 月には完了予定である。測量後の熔融スラグとシラス及び不燃物残渣の埋立量は、約 6,330 m³と把握している。請負者において工事着手前に、測量等の調査を行い盛土量の適正な管理を行うこととする。

盛土工事に際し、25 年の経年劣化に伴う遮光マットの老朽化が懸念され、既設の上層しゃ水シートへの悪影響が想定される場合は、事前の対策を行うこととする。また、キャッピング工に伴うしゃ水シートは、既設しゃ水シートとの定着（定着長 1.0m）を考慮しているが、事前に試験施工を行い溶着に問題がないことを確認している。しかしながら、既設遮光マットの劣化や苔類により溶着等に支障がでて定着しがたい場合は、本市と協議を行い対策を実施することとする。

(4) ガス抜き施設

既設のガス抜き施設（堅型ガス抜き施設・法面ガス抜き施設）を活用し、埋立て盛土の進捗に併せて堅型ガス抜き施設の嵩上げを実施する。また、法面ガス抜き施設の現状ではキャッピングシート工の定着ができないため、継手を含めて法面ガス抜き施設を改良することとする。

2. 工事範囲

本仕様書で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 土工事
- (2) 法面工事
- (3) しゃ水工事
- (4) 雨水排水施設工事
- (5) 埋立ガス抜き処理施設工事

3. 工事期間

着工 契約締結日の翌日から

竣工 令和9年1月29日まで

その他関連規格等

第3節 施工方針

1. 本工事は設計図書及び本仕様書のほか、各項によるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部）
- (2) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部）
- (3) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部）
- (4) 施工計画書作成の手引き（鹿児島県土木部）
- (5) 日置市週休2日試行工事实施要領（日置市）
- (6) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（鹿児島県技術管理室長通知）
- (7) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（全国都市清掃会議）
- (8) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (9) 道路土工―盛土工指針（日本道路協会）
- (10) その他関連規格等

2. 材料及び機器

工事に使用する資材については、市内で産出・生産または製造されたものを使用することとし、市内資材が使用できない場合は、市外の資材業者から調達することとする。

ただし、工種によって対応できない等の事情がある場合は、本市と協議することとする。

(1) 使用材料の規格

使用材料等は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない材料で、汎用品（量産品）を原則とする。また、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

(2) 使用材料の承認

使用材料の発注・施工にあたっては、事前に承諾を受けなければならない。

(3) 汚染された土砂等の埋め立てによる土壌汚染の防止

搬入土砂等の受け入れに伴う土砂等については、検査頻度を 5,000 m³毎に 1 検体（5 地点混合）とし検査項目は、土壌環境基準項目のうち農用基準の銅を省いた 28 項目とする。

3. 検査、試験及び各種申請等

(1) 立会検査及び試験

指定主要材料の検査及び試験は、原則、本市若しくは本市が指定する者の立会の下で行うものとする。ただし、本市が特に認めた場合には、請負者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

週休 2 日施工工事であることから、休日取得計画実績表を本市に提出し、現場閉所を確認できる資料等を提示し確認を受けるものとする。

(2) 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本市の承認を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うものとする。

(3) 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる資機材については、検査及び試験を省略することができる。

(4) 経費の負担

本工事に係る検査・試験及び各種申請等の手続きは、請負者において行い、これに要する経費は請負者の負担とする。

4. 引渡検査及び管理・点検指導

引渡検査は、本市の立会のもとに検査を実施する。

ただし、条件により直ちに検査の実施ができない場合等は、本市と協議して決定するものとする。

(1) 検査の実施

試料の採取、計測、その他の事項については、本市の立会のもとで請負者が実施するものとする。

(2) 検査方法

請負者は、検査項目及び検査条件に従って試験の内容、計画などを明記した検査要領書を作成し、本市の承諾を得るものとする。また、検査事項の検査方法は、それぞれの項目毎の関係マニュアル及び規格などに準拠して行うものとする。

ただし、該当する検査方法がない場合、最も適切な検査方法で本市の承諾を得て実施する。

(3) 検査の実施時期

引渡検査は、引渡検査要領書を受注後作成し、工期内に実施する。

5. 保証

本施設の検査終了後、その結果に基づき請負者より施設の引き渡しを受ける。この場合の保証の内容及び保証の条件は次のとおりとする。

(1) 保証期間

本施設の保証期間は、引き渡しの日より3年とするが、防水及び防食並びにしゃ水シート工においては10年とする。保証期間内に生じた構造上の欠陥、破損及び故障等は、請負者の負担にて速やかに補修、改造若しくは取替を行わなければならない。ただし、本市の不注意、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

(2) 性能保証対象

- ①しゃ水機能
- ②雨水排水機能
- ③埋立ガス抜き処理施設機能

(3) 契約不適合責任

引き渡し後、施設の性能（機能・能力）に疑義が生じた場合は、請負者の負担で確認を行い所定の性能を満たさなかった場合は、請負者の負担で改善しなければならない。

①契約不適合期間

本工事の契約不適合期間は、引き渡し後3年間とする。

②しゃ水シート工は10年間保証を請負者名で保証書を提出するものとする。

③契約不適合確認要領書

請負者は「契約不適合確認要領書」を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

④契約不適合期間中の補修

ア. 契約不適合期間中に生じた補修事項は、請負者が無償で補修する。

イ. 契約不適合期間中に本市が施工不良について疑義がある場合、本市は当該部分の破壊若しくは非破壊検査の実施を請負者の負担で行わせることができる。

⑤契約不適合判定に要する経費

請負者の負担とする。

⑥契約不適合判断基準及び補修

契約不適合判定基準

ア. 性能に著しい変化が見られた場合

イ. 外観上、変形、漏れ、亀裂が認められた場合

確認方法については、目視点検等（異常のある場合は寸法等の測定）によるものとする。なお、上記の基準により、契約不適合と判定された場合は、直ちに補修または新品と交換しなければならない。

第4節 提出図書

1. 施工計画書及び予定工程表

「土木工事共通仕様書」、「施工計画書作成の手引き」に基づき、本工事の設計図書の内容を包括した施工計画を立案するとともに、工事契約後に実施する予定工事工程表を作成し、同時に4週8休以上の休日取得を計画した休日取得計画実績表を提出するものとする。

(1) 施工計画書

施工計画書の作成段階で可能な限りの計画を行うものとする。

(2) 予定工事工程表

本工事の工事用車両の出入り口は、ごみ処理施設等の解体工事に伴う工事車両との輻輳を考慮し最終処分場の北側から仮設道路を計画している。そのため工事用車両の出入りに伴う工事期間に十分に留意し、予定工事工程表を作成すること。

2. 竣工図書の提出

請負者は、以下の竣工図書を提出すること。

(1) 竣工図（電子データ：CADデータ）

(2) 竣工図（A1版原図、A3版縮小原図）

(3) 竣工図3部（A2版（見開きA1製本）、A4版（見開きA3版）縮小図）

(4) 工事記録写真

第5節 その他

1. 工事施工

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 労働災害の防止

工事中の安全対策は、十分に対策を行うこと。また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。万一、工事期間中に労働災害が発生した場合、本市は責任を負わないものとする。

(2) 熱中症対策

- ・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対策工事である。
- ・試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）に基づき行うものとする。
- ・「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）は、鹿児島県ホームページから取得できる。

(3) 現場管理

資材置場、資機材搬入路、仮設事務所などについては、本市と十分協議し、本工事との支障が生じないよう計画し実施すること。

(4) 復旧

他の設備、既存物等の損傷及び汚染防止に努め、万一、損傷や汚染が生じた場合は、請負者の負担で直ちに復旧すること。

(5) 周辺への配慮

①工事車両の通行に際しては、地域住民の通行等に支障が無いよう、地域住民の走行を優先するものとする。

②工事期間中の工事車両は、原則、仮設道路を使用すること。

③工事期間中は、本工事予定地周辺に対する各種法規制を遵守することはもちろんのこと、臭気、騒音、振動、水質汚濁などの対策を十分に講ずること。

④工事期間中は、前記に明示していない事項についても、地域住民の日常生活に支障ないようにすること。

⑤工事の施工にあたり使用する機械については、低騒音型・低振動型建設機械指定要領及び排ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている機械・設備を使用すること。

なお、調達などにあたり困難な場合が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。

⑥土砂の搬入期間においては、解体工事車両との輻輳が予想されるために、工事用出入口に注意看板を設置するとともに、交通誘導員を配置する。

⑦請負者は、工事の内容を地元住民に周知し理解と協力を得るため、広報板を設置すること。

⑧請負者は、提出書類を電子データで提出する場合は、事前にウィルスチェックを行うこと。ウィルスチェックソフトは、最新のウィルスも検出できるように常に最新のデータに更新したものを利用すること。

⑨本工事は、施工監理業務を建設コンサルタント等に委託することとしており、監督補助員を配置する工事とするため、監督補助員の氏名は後日通知する。

⑩本工事において、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）の対象となる場合は、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出すること。

2. 占用物の取り扱い

(1) 請負者は、工事着手前に既設占用物及び予定占用物の調査を行うこと。なお、該当物があった場合には(2)及び(3)並びに(4)によるものとするが、該当物がない場合もその旨を本市に報告すること。

(2) 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じる場合は、速やかに本市へ報告すること。なお、ガードレールの撤去後、ガードレールは、有価物対象とすること。

(3) 現況において占用物ではないが、工事完了時点で占用物となる可能性のあるものについては、速やかに本市へ報告すること。

(4) 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じない場合、占用物の内容や位置等

が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、本市へ報告すること。なお、記載する具体的な内容については本市と協議の上決定すること。

3. 本工事との関連

本工事とごみ焼却施設等の解体工事が錯綜することが予想されるため、進入経路を別にする仮設道路を計画している。事前に関係者が十分協議し、互いに協力し合い工事の安全と円滑な施工の進捗を図るものとする。

4. 事故処理

工事による事故が発生した場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対応等をまとめた報告書を本市に提出しなければならない。

5. 工事関係資料

- (1) 本市との協議、承諾、報告等は、工事打合簿を作成し、本市の確認を得ること。
- (2) 請負者は、工事関係資料を他に公表または貸出す場合は、本市の承諾を得ること。
- (3) 請負者は、契約締結後速やかに工事施工計画書及び工事工程表を作成し、本市の承諾を得ること。なお、現場の状況等で施工計画を変更する必要がある場合は、変更施工計画書を提出すること。
- (4) 本市が指示した事項については、あらかじめ必要な図書を提出し、本市の承諾を得ること。

6. 作業時間

- (1) 定められた時間以外に工事を行う場合は、事前に本市と協議すること。
- (2) 休日等で工事関係責任者が不在の場合は、緊急時の連絡体制を確保すること。

7. その他

- (1) 資機材置場、仮設現場事務所等を必要とする場合、事業敷地内であれば本市の承認により設置できるものとし、敷地外の場合は、土地所有者の承諾を受けて請負者の責において設置すること。

また、現場事務所には、本市監督員及び監督補助員のスペースを設けるものとし、その規模及び設備は本市と協議の上決定すること。

なお、資機材置場や仮設現場事務所内での保安等に十分配慮して設置すること。

(2) 工事中の敷地管理

請負者は、工事中及び工事物件引き渡しまでの間、敷地内を管理することとし、自然災害、人為的な災害等に対しても万全な対策をもって管理すること。また、周辺住民への安全対策とともに迷惑行為が起こらないよう努めること。

(3) 工事中の標示施設の設置

請負者は、工事期間中、第三者にその工事内容が週休2日試行工事等を確認できるよう、標示内容や位置及び寸法、材質等を本市と協議の上、設置すること。

(4) 事前調査

本工事により家屋等に影響を与える恐れがある場合には、工事着手前に調査を行い、本市に報告すること。また、被害が発生した場合には、請負者の責において対応すること。その費用については、請負者の負担とすること。

(5) 追加調査

施工詳細設計及び施工の履行上、必要な既存資料は貸与するが、別途、追加調査の必要性が生じた場合は、請負者の責任において行うこと。

(6) 施工管理

①施工管理に係る責任者は、作業日誌等（安全巡視日報）の記録図書を作成し、適正に管理し、施工管理の徹底に努めなければならない。

②施工管理に係る責任者は、各施設が当該設計に基づいて施工され、要求される能力が発揮できることを、自ら確認しなければならない。

8. 暴力団等による不当介入の排除対策

(1) 請負者は、暴力団等から不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに本市監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) この場合において、工程表を変更せざるを得なくなったときは、速やかに本市監督員と協議すること。

9. 疑義等

仕様書の内容等に疑義が生じた場合及び現場条件に不測の事態が発生した場合には、本市監督員と協議の上決定するものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項については、その都度、協議を行い定めるものとする。

10. 守秘義務

本工事の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第2章 施工条件

第1節 施工条件の明示

1. 施工時間帯に関すること

施工時間帯については、昼間（8時30分から17時）の施工時間帯とすること。

2. 用地に関すること

借地を必要とする場合についての一切の行為は、請負者の責任において行うこと。

3. 安全対策に関すること

公共・公益施設（電気、電話、水道）等からの施工上の制約はないが、事前に調査を行

うものとし、施工上の制約が判明した場合は、関係機関と調整を行うこと。

4. 工事用道路に関すること

(1) 資機材の運搬・搬入・搬出経路は、既設の進入路を使用すること。原則、他の経路を通行してはならない。

(2) 本工事において設置した仮設道路については、工事完了後、速やかに撤去し原形復旧を行うこと。

(3) 本工事施工に伴い、現況道路を破損等をさせた場合、直ちに現形復旧を行うこと。

5. 排水工（濁水処理含む。）に関すること

本工事で発生する泥水、濁水については、仮設の沈砂池を設けるなどし、下流に泥水、濁水が流出しない措置を講ずること。

6. その他

(1) 工事用資機材の仮置きは特段考慮していないため、仮置場が必要となる場合は、本市との協議の上、仮置場を選定すること。

第2節 土工事

1. 土工事にあたって、覆土材は購入土とすること。

2. 埋立地内の掘削、切工については、既設のしゃ水工に十分留意し、細心の注意を十分に図ること。

3. 切土施工中に、崩落、地すべり等が生じた場合、或いは、それらが生ずる恐れのある時は、速やかにその処理方法について本市監督員と協議すること。

4. 工事期間中の下流水路、河川への濁水流出を防ぐための対策を行うこと。

第3節 法面工事

切土法面や盛土法面ともに、施工後の法面状況を監視し、クラックの発生等に注視し、異常があれば直ちに報告するものとし、その対応策を含めて本市監督員と協議すること。

第4節 しゃ水工事

最終処分場におけるしゃ水工事は、最も重要な工種のひとつであるため、日本遮水工協会が認める遮水工管理技術者（1級）を配置し、しゃ水シートの施工（接合）は、日本遮水工協会が認める遮水工施工技能者が行うものとする。

また、しゃ水工事着手前に施工計画書（資格証明書ならびに施工経歴書）を提出し、本市監督員の承諾を得ること。

1. 表面保護マット（遮光性保護マット）

2. 保護マット（上層・下層）

- ・上 層：最終覆土としゃ水シートの間に設置する保護材である。

しゃ水シート面は、十分清掃し、設置面には突起物がないことを十分確認すること。

重ねあわせ代が十分確保できるように敷設すること。

- ・下 層：しゃ水シートと埋立盛土の間に設置する保護材である。

設置面には突起物がないことや埋立盛土の変状がないことを十分確認した上で敷設すること。

- ・材料の選定にあたっては、下記使用を満たすこと。

目付：1,100g/m²以上

材質：短繊維不織布（ポリエステル系）

- ・接合部の重ね合わせ代は 100 mm 程度とすること。
- ・接合については、熱溶着による接合を原則とすること。
- ・保護マットはエコマーク認定品とすること。

3. しゃ水シート接合の気象条件

- (1) 気 温：摂氏 5 度～40 度
- (2) 湿 度：85%以下
- (3) 風 速：原則 7～8 m/sec 以下。これ以上の風速の場合、本市監督員と協議すること。
- (4) 天 候：曇天～晴天
- (5) 火山灰：降灰時は、施工を中止すること。

4. しゃ水シートの施工管理

(1) 管理方法

接合完了後 1 週間以内に接合箇所を次の方法で、本市監督員立会の上検査すること。

- ①熱融着法（自走式）施工部：加圧検査法
- ②押し出し溶接機施工部：負圧検査法

(2) 管理試験基準

管理試験基準は、着工前に試験要領書を作成の上、本市監督員の承諾を受けること。

(3) その他

- ①しゃ水シートと集排水管等との取り合い部、コンクリート構造物との取り合い部が発生する場合は、施工要領書を作成の上、本市監督員と協議すること。
- ②自走式熱融着機の作業条件（熱板温度、溶着速度、ローラ押圧等）は、現場接合試験により決定すること。
- ③熱融着幅は 30mm 以上とする。2 枚重ね部、3 枚重ね部によって融着方法が異なるので十分注意して施工すること。

④既設のしゃ水工は、上層保護マット（遮光性保護マット）、上層しゃ水シート、中間排水材、下層しゃ水シート、下層保護マットの5層のしゃ水シート構造となっている。

なお、しゃ水シートは、ブリヂストン土木用防水シートのジオライナーPE-H1.5 が使用されており、上層しゃ水シートには自己修復シートのスーパーシーラー0.7mm が貼り付けて使用されている。

今回、施工するキャッピングしゃ水シート工は、既設しゃ水シート工に定着（定着長1.0m）する工事であるため、既設しゃ水シート工に留意して施工すること。

⑤しゃ水シート施工要領書を作成の上、本市監督員の承諾を受けること。

5. しゃ水シート

しゃ水シートは、最終覆土直下に埋立地全体に設置すること。雨水の浸入を防ぐ遮水性を有し、施工時・供用時に求められる物理性能を満たすキャッピングシートであること。

(1) 仕様

①しゃ水シートの諸元・性能（品質保証値）

②厚さ : 1.5 mm以上

③引張強度 : 350N/cm以上

④伸び率 : 560%以上

⑤引裂強度 : 140N 以上

⑥盛土転圧 : 高摩擦タイプ

(2) 工事施工に留意点

①接合部

しゃ水シート接合部をできる限り少なくするため、幅の大きなタイプを使用すること。

②敷設

施工時にシートが4枚重ねにならないようにシートの配置を行うこと。

③重ね代

標準 10cm とし最低 5 cm 以上は確保すること。

④融着

自走式熱融着機で融着すること。

⑤始業前点検

始業前点検で接合部引張試験を行い、強度を確認すること。

⑥残材

遮水工事において発生するしゃ水シートの残材は、極力リサイクル処理すること。

第5節 雨水排水施設工事

1. 雨水排水開渠

- (1) 施工にあたっては、盛土区間において入念な締固めを行い設置すること。
- (2) 埋立地からの流末の雨水排水施設は既設しゃ水シート工を貫通して放流する工事としている。貫通にあたっては、既設しゃ水シート工の機能を復旧するとともに、キャッピングしゃ水シート工の機能を保全すること。

2. 雨水排水暗渠

- (1) 地下集排水管の設置位置については発注図面に図示しているが、造成後の設置面の地質状況や湧水状況を勘案し、発注図面により難しい場合については、本市監督員と協議を行うこと。
- (2) 施工にあたって、暗渠施設の接合部は確実に接合を行い、埋戻し工は暗渠施設に偏圧や衝撃を与えないよう入念に行うこと。
- (3) 暗渠施設の端部から周囲の土砂等の流入がないように対策を講ずること。

第6節 埋立ガス抜き処理施設工事

1. 堅型ガス抜き施設

- (1) 既設の堅型ガス抜き施設を活用する。堅型ガス抜き施設のフトン竈を立ち上げ、既設ガス抜き管を延長し、ガス抜き機能の有効性を確認するとともに十分注意して施工すること。
- (2) 堅型ガス抜き施設の維持管理を行うために堅型ガス抜き施設保護工を施工すること。

2. 法面ガス抜き施設

- (1) 法面ガス抜き管は、斜面に沿って配置されており、キャッピングシート工の施工に支障があるため、斜面途中から法面ガス抜き管を鉛直に立ち上げるとともに、雨水の侵入を防ぐために曲管をU形の形状に施工すること。
- (2) 法面ガス抜き施設は、キャッピングシート工を貫通することになるため、キャッピングシート工の機能を損なわないよう対策するとともに、法面ガス抜き管においても十分注意して施工すること。
- (3) 法面ガス抜き管の上部の撤去に伴い、既設のしゃ水シート工の保護に十分配慮して撤去復旧を行うこと。